

国の政策評価と信頼性の確保

平成14年 7 月 29日

日本公認会計士協会

目 次

《第一部》	1
第一 はじめに	1
1 本報告書をまとめるに当たって	1
2 評価の実施に当たって	2
3 本報告書を発表するに当たって	2
第二 国の政策評価	3
1 省庁改革の基本方針	3
2 政策評価部門の設置	3
3 政策評価の目的	4
4 政策評価の概念	4
5 政策の過程と評価の手続	5
6 政策評価の区分、時点及び観点	5
7 評価の方式と評価結果の取り扱い	6
8 政策評価の実施主体	7
9 政策評価の手順	9
第三 政策評価と公認会計士の役割	10
1 問題提起	10
2 事例：ふれあいの里「いこいの湯」事業	10
第四 提 言	18
1 政策評価の今後の課題と監査	18
2 データの信憑性の確保	20
3 国民へのディスクロージャー	21
4 独立の第三者の役割	22

《第二部》	25
第一 政策評価実施要領の概要と分析	25
1 各府省（政策評価）の公表姿勢	25
2 政策評価実施要領上の問題点	33
3 アカウンタビリティ	34
第二 各府省の実施要領の分析	36
1 政策評価に関する法令等	36
2 政策評価実施要領の分析	37
3 各府省の政策評価の概要	37
第三 事例研究	53
1 政策評価結果（概要）の発表	53
2 農林水産省における政策評価実施の経緯及び農林水産省を取り上げた経緯	53
3 農林水産省における政策評価の基本的な考え方	54
4 政策分野の一覧	54
5 政策評価のケーススタディ	57

《第一部》

第一 はじめに

1 本報告書をまとめるに当たって

我が国の財政赤字は他の先進諸国に比して絶対額で大きく、また、国内総生産高に対する比較でも相対値が非常に大きい。しかも、その絶対値と相対値はいずれも増加していく傾向にある。そのため、世界の主要国は、日本の経済実態が「世界経済の発展の足枷になっているのではないか」と強い関心を持って注視している。

そのような極めて深刻な事情があるにもかかわらず、政府は強い景気浮揚策を実施していないと国民に理解されている。事実、長引く不況に対する政府の実施している景気対策が大きな効果を発揮していないのである。そのため、更に国家財政が悪化していくと見込まれている。

このような背景のもとに、国家財政の健全化、透明性を求めた行政改革が求められるようになった。「行政改革推進審議会」の最終報告を受けて「中央省庁等改革基本法」(平成10年6月12日 法律第103号)が成立し、本法の趣旨に従い、機動的かつ効果的に国の政策が実行できるように平成13年1月6日に中央省庁が再編成されるに至った。

また、平成13年1月15日に「政策評価に関する標準的ガイドライン」が、政策評価各府省連絡会議において了承され、実施されていくことになった。基本は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年6月29日 法律第86号)に基づいて行う政策評価である。

その目的は「政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、国民に説明する責務が全うすること」(同法第1条)である。国が行う政策評価は「限られている財源を有効活用する」等のもとに導入された制度である。

その更なる目的は「効率的で質の高い行政の実現」及び「成果重視の行政」等を目指して行うこととされている。そこでは、インプット、アウトプット、アウトカムを測定、評価することが重要になってきているとされている。このアウトカムでは、国民に「どのような成果がもたらされたか」を評価するとともに国民に「説明責任を果たしていくこと」が求められている。

2 評価の実施に当たって

各府省庁の政策評価のひとつの実施ケースとしては、以下のようにまとめることができる。まず、目標としての「政策分野の策定」(企画立案 [plan])を行い、それを達成するための「政策手段」の策定と実施、つまり「予算の調製と執行」(実施 [do])を行うことである。

政策手段の実行は予算の執行であり、それが政策分野(目標)をどの程度達成し得たかを計算する。それは「政策の実績評価」(評価 [see])を行うことである。その後、その反省を含めて、次の政策分野(企画立案)に反映させていこうというものである。

政策評価は、このようなサイクルとして理解されている。したがって、重要なことは政策分野(企画立案)の 必要性、 公平性及び 優先性等の評価であり、また、政策手段との関係で、 効率性、 有効性を評価すること並びにその結果を次に反映させることである。

この政策評価の実施過程において、第三者機関としての政策評価会(注 各府省庁に統一の名称があるわけではない)の役割と機能が、重要である。政策評価においては、行政監査(公会計監査)も必要と考えられるが、政策評価制度においては、現段階では考慮されていない。

3 本報告書を発表するに当たって

この制度を検討した結果、このような政策評価制度における公認会計士を含む「独立の第三者による評価」が有効であると判断した。そこで、本研究報告をまとめ、会員にひとつの資料として提供することにしたものである。

第二 国の政策評価

1 省庁改革の基本方針

行政改革推進会議の最終報告を受けて「中央省庁等改革基本法（以下、省庁改革法という）」（法律第103号）が、平成10年6月12日に成立した。この法律（第1条目的）は、(1) 内閣機能の強化、(2) 国の行政機関の再編成、(3) 国の行政組織の減量と効率化、及び(4) 国の事務、事業の減量と効率化等の改革を推進することを目的としている。同法第4条第4項以下に中央省庁等改革の「基本方針」が示されている。具体的に示すと以下のとおりである。

表 1 基本方針の主要内容一覧表

関連条項	基本方針の主要内容
第4項	ア 政策の企画立案機能と実施機能を分離すること イ 組織上の（職務）分担と体制を明らかにすること ウ イに関連して責任の所在を明確にすること
第5項	ア 国の行政機関の間に関連する政策について討議・調整を行うこと イ 政府全体としての総合的かつ一体的な行政運営を図ること
第6項	ア 客観的な政策評価機能を強化すること イ 評価結果を政策に反映させること
第7項	ア 行政運営の透明性を向上させること イ 政府の諸活動を国民に説明する責任を全うすること

2 政策評価部門の設置

政策評価部門について、省庁改革法は、第29条（政策評価等）において、(1) 評価部門を確立すること、(2) 府省を超えて政策評価を行うこと、及び(3) 説明責任を明確にすることを規定している。

このような背景の基に平成11年7月には「国家行政組織法」（昭和23年7月10日、法律第120号）が改正され「政策評価の根拠規定」が、同法第2条（組織の構成）第2項に「国の行政機関は、内閣の統轄下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図る」ものとなると盛り込まれるに至った。さらに、これらの流れを受けて、行政改革大綱が、平成12年12月1日、閣議決定され新たな政策評価制度の導入が求められることになり、「行政評価システムの導入」において、以下のことが取り上げられている。

(1) 基本的な考え方は、行政の効率性、透明性の一層の向上等を目的として、平成13年1月から導入される政策評価制度の円滑な実施を図ること

- (2) 政策評価等の策定並びに府省における政策評価の実施の指針となる「政策評価に関する標準的ガイドライン」を平成13年1月に決定し、公表する。また、これに沿って、各府省において政策評価に関する実施要項を速やかに策定、公表し、全政府的に政策評価を着実に実施すること

3 政策評価の目的

総務庁行政監察局（現 総務省行政評価局）が中心になってまとめた「政策評価に関する標準的ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が、平成13年1月15日、政策評価各府省連絡会議において了承された。このガイドラインは、平成13年1月6日付けで省庁の再編が実行された中央省庁等の行政改革の手法として導入されることになったものである。ガイドラインにおいては、政策評価を導入する主な目的として、以下の3つがあると説明されている。

(1) 国民に対する行政の説明責任を徹底すること

政策評価の実施を通じて国民に対する行政の説明責任を徹底し、行政の透明性を確保することによって「行政に対する国民の信頼性」の向上を図ることとする。

(2) 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること

政策評価の実施を通じて、政府としては、行政が関与する必要性がある分野に重点化・適正化を図るとの観点を徹底することにより「国民が求める質の高い行政サービス」を必要最小限の費用で提供することとする。

(3) 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること

政策評価の実施を通じて、以下の3点を重視した政策の有効性を高めていくとともに、職員の意識改革を進め、国民的な視点に立って成果を上げることが重視する行政運営に重点をおき、その結果として「国民にとって満足度の高い行政」を実現していくこととする。

インプット（どれだけの資源を投入したか）

アウトプット（どれだけのサービス等を提供したか）

アウトカム（国民にどのような成果がもたされたか）

4 政策評価の概念

(1) 政策評価の内容

政策評価は、企画立案（plan）、実施（do）、評価（see）を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものと説明されている。そして、重要なことは

評価を行った実績を、次の政策の企画立案に効果的に反映させていくことにある。

(2) 基本的命題

政策評価の基本的命題は、以下の諸点にあるとされている。

国の行政機関が主体となること

政策の効果等を測定・分析した結果を、一定の尺度を用いて客観的かつ公正な判断を行うこと

政策の企画立案やそれに基づく実施を、的確に行うことに資する情報を提供すること

5 政策の過程と評価の手続

(1) 政策の過程について

政策評価における政策とは、以下の過程を経て達成されるべきものとしてとらえられている。

国の行政課題に対応するための特定の目的や目標を有していること

上記目標を予算等行政資源が組み合わされた行政活動を形成していること
を通じて一定の効果を国民生活や経済社会に及ぼすものであること

(2) 評価の手続について

政策評価における評価は、以下の手続が必要になっている。

政策の効果等に関する情報・データを収集し、合理的な手法を用いて測定または分析すること

測定または分析した結果について、政策の目的や目標などの一定の尺度に照らして検討し、客観的な判断を行うこと

政策の企画立案及び実施を的確に行うための情報を提供すること

6 政策評価の区分、時点及び観点

(1) 区分について

政策評価の対象としての政策は、ガイドラインにおいて、以下のような区分においてとらえることができるものとされている。

政策（狭義）

特定の行政課題に対応するための「基本的な方針」の実現を目的とする、行政活動の大きなまとまりであるもの

施策

上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活

動のまとまりであり「政策（狭義）」を実現するための「具体的な方策や対策」としてとらえられるもの

事務事業

上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり「行政活動の基礎的な単位」となるもの。

(2) 時点について

政策評価は、評価する時点によって、以下のように区分されている。

事前評価

以下の事項の検討に必要な情報を提供できること並びに予算を配分・決定する上で、その必要性や優先性を判断するために必要な評価である。

ア 必要性の検討

イ 費用対効果の検討

ウ 代替案並びに優先性の検討

事後評価

事後評価は「政策の効果の評価」であり、実際のデータ等を用いて実証的に評価を行い、政策の改善・見直しや新たな政策の企画立案・実施に反映させるための「情報を提供すること」が主要な機能である。

途中評価

政策の効果について、途中で評価することによって、政策の進捗状況や達成状況を把握することによって政策の的確・着実な推進のための情報や、社会経済情勢の変化を踏まえた改善・見直しのために判断できる情報を提供する役割を持っている。

(3) 観点について

評価は、以下の観点（観点別一般基準）から行うものとされている。

必要性

効率性

有効性

公平性

優先性

7 評価の方式と評価結果の取り扱い

(1) 評価方式

ガイドラインによると、各府省は「以下の標準的な3つの評価の方式を踏まえ

つつ、独自に検討した適切な評価方式を採用し、実施する。」ものとされている。

事業評価

事業評価の基本的性格は、事前の評価を行うとともに途中や事後の検証を行うことにより、行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することで「評価の対象は事務事業が中心となる」が、必要があれば施策としてとらえられる行政活動のまとまりについても対象とする。

実績評価

実績評価の基本的性格は、行政の幅広い分野において「達成すべき目標」を設定し、それに対する「実績を測定」し、その「達成度を評価する」ことである。そして、次の段階として、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼としている。

あらかじめ目標を設定（事前評価）し、定期的・継続的にその目標に対する実績を測定（途中評価）するとともに目標期間が終了した時点で、全体の達成度「成果」を評価（事後評価）する。

総合評価

総合評価の基本的性格は特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、政策の効果を明らかにするとともに「問題点の解決に資する多様な情報を提供する」ことである。

評価を実施する時期は、政策の施策の導入から一定期間を経過した時点が中心である。したがって「途中評価もしくは事後評価が重点的に行われる」ことになる。総合評価は一定の効果が発現しないと意味がないからである。

(2) 評価結果の取り扱い

各府省は、政策評価の結果が、予算要求、法令等による制度の新設・改廃、各種の中長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用され、企画立案作業に適時・的確に反映されるよう、諸種の仕組みを設けることになっている。

また、予算への反映について、各府省は、評価結果を踏まえて、政策の改善・見直しに関して検討を行い、その結果を予算要求の段階等で適切に反映するように努めるものとされている。

8 政策評価の実施主体

(1) 自己評価

政策の評価に当たって、実施主体を政策に関係する者もしくは責任ある主体が自

ら評価する場合と政策に関係しない第三者が客観的かつ公正な立場から評価する場合とがある。現在、導入されようとしている政策評価は、この自己評価と第三者評価からなっている。各府省は、国家行政組織法及び内閣府設置法に基づき、政策を企画立案し遂行する立場から、その政策について自ら評価を実施する。その実施に当たっては、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、各年度ごとに、つぎのような対象の中から実施するなど、重点的かつ計画的に行うこととされている。

新規に始めようとするもの

一定期間を経過して事業等が未着手または未了のもの

新規に開始した制度等で一定期間を経過したもの

社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされるもの

(2) 第三者評価

ガイドラインは「各府省における第三者等の活用の基本的考え方」として各府省が評価を行うに当たって、次のような場合にあっては「必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等の活用を図る」ものとしている。また各府省及び総務省は、評価について「できる限り客観性及び透明性を確保するため」に必要であるとも説明している。

高度の専門性や実践的な知見が必要な場合

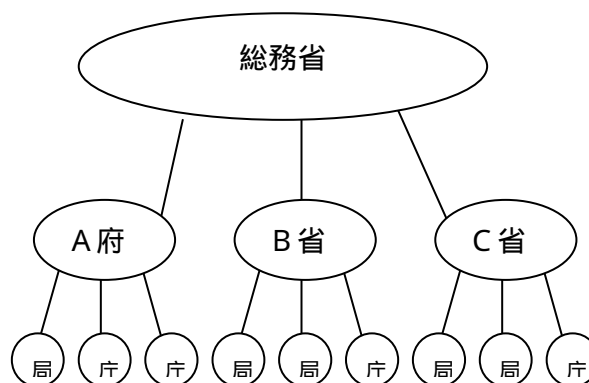
政策評価の実施に当たり客観性の確保、多様な意見の反映が強く求められる場合

(3) 国全体の評価システム

ガイドラインの政策評価システムは、以下のような階層で表すことができる。

図表 1 政策評価システム関係図表

階 層	摘 要	担 当 部 署 等
第 1 階層	総務省	行政評価局、 総務省政策評価委員会
第 2 階層	各府省	例：大臣官房企画評価課、 ○ × 省・政策評価会
第 3 階層	府省内の 庁局レベル	例：総務課、会計課etc



9 政策評価の手順

(1) 政策評価シートと政策手段及び結果書

各担当部署は、政策評価シートと政策手段シート等を作成する。その主たる内容は、以下のものである。

表2 政策評価シート等の内容一覧表

項 目	摘 要
政策評価シートの作成	政策評価の目標の設定並びに目標値算出の考え方並びに取り組む課題等を示しているもの
政策手段シートの作成	具体的な政策目標を達成する手段の策定並びに事業区分ごとに予算化するとともにその内容を示しているもの
政策評価結果書の作成	実績を評価（政策の有効性、必要性並びに政策手段の妥当性の評価）して、 ア 達成状況を測定する イ 達成ランクを付する とともに改善のための意見を提言しているもの

(2) 実績評価と評価書の作成

一つの事例を示すと以下のとおりである。政策評価システム関係図に示されている第3階層で作成する「政策評価結果書」（例えば平成13年度分）は、平成14年2月に作成され、第2階層に提出される。それを受けて企画評価課は改めて、各政策ごとに「政策評価結果書」を作成する。この結果書は、おおむね、同じような内容のものが作成されることになる。なお、2月に作成するのは、平成15年度の予算の作成時期（7、8月）に間に合わせるためには、6月までに評価結果が終了していなければならないからである。

いずれにしても政策評価会は、第2階層と第3階層が作成した「政策評価結果書」を、第三者の立場で評価する。特に、政策分野（選択された政策）について本研究報告第一部第二6「政策評価の区分、時点及び観点」から評価することになっている。

第三 政策評価と公認会計士の役割

1 問題提起

日本の公共事業等において「無駄や非効率の事業」が指摘されていることが多い。また、予算の決定に特定の者が関与していたり、その透明性が問題にされることがある。特に公共工事においては、「箱物行政」と言われ、作ったものの、あまり利用や活用されていないというケースがよくある。

政策評価における評価の実施方法には各種の方法があるが、特に「費用対効果分析」においては会計の専門家である公認会計士の役割が期待できると考える。しかし、当分析においては表面的な数値だけでは本質を誤解することになる。機会費用の導入や地方公共団体並びにその関係機関（団体）との結合計算書の作成、その評価が必要と考えるからである。

公認会計士が「政策評価制度」の実施において職業専門家として果たし得る役割というものを取り上げてみたい。公認会計士は会計の専門家であって、予算の執行には会計的側面を抜きにして考えることができない。そこで、公認会計士ならではの専門的知識・経験上の観点からの判断や意見は「政策評価の実施」に大いに役立つ面があると考えている。とりわけ政策評価の5つの観点のうち、「効率性」については「費用対効果」の面から公認会計士がアプローチすることにより客観的な評価が可能となる。

そこで、ひとつの「事務事業」の事例を参考に政策評価の方法について検討していくことにする。

2 事例：ふれあいの里「いこいの湯」事業

(1) 事例の概要（仮説）

ここで取り上げたのは「温泉と農作物販売用施設の建設」に対して行う補助事業で、その概要は、以下のとおりであった。

なお、この補助事業の目的は「ある地域の活性化」である。

土地の面積	2,000㎡
土地の所有者	ふれあい村

（一部農家3戸より借用900㎡を含む）

事業規模（資金の調達）		
ふれあいの里「いこいの湯」事業	事業費予算	10億円
うち国（補助金）	予算	5億円
うち地方（地方債の発行）	予算	5億円
建設費概要		
温泉棟建設費		4.5億円
農作物販売棟建設費		2.5億円
	小 計	7億円
駐車等周辺施設の整備		2億円
その他（什器類の購入、運転資金等）		1億円
	合 計	10億円

国庫補助金の負担割合は50％であり、それにほぼ相当する資金はふれあい村が発行する地方債（借入金）で賄われている。この事業は、組合（非法人）をもって運営されている。

旧来、各府省の補助金交付対象事業のうち単年度において事業費総額を上回る収益を達成している事業は比較的少なく、かりに上回る事業があるとすれば、その事業は、優良な事業案件として評価されていた。

民間企業からみれば「それでよいのか」と言うことになるだろうが、もともと「収益性が低いがゆえに補助事業とされている」のであって、収益性の高い事業であれば、先に民間が独自に事業を開始していたはずである。

しかし「売上高の達成」（事業者以上の収入）と「事業の効果（利益の獲得）」は別である。本来、そこが大切なことである。しかし、これまで補助事業は、利益獲得が困難な事業を対象として行われてきたこともあって、ある一定の水準の収益を確保できれば、ある地域の活性化になったと認識され、成功した事業として評価を受けてきたきらいがある。そのために「補助事業の本質」が見失われ、必要としない補助事業も行われてきたきらいがある。

国家財政も厳しい時期でもあり、これまでのような補助金行政は許されなくなってきた。政策評価（事前評価）によって認められたものに限定して実行されていく必要がある。そこで、公認会計士の立場で、具体的な改善への提言ができる視点があると考えらる。

(2) 効果の評価

平成〇〇年3月期の損益計算書は、次のようになっている。

損 益 計 算 書

自 平成〇〇年4月1日 至 平成〇〇年3月31日（単位：千円）

売上高		1,029,370
売上原価		823,690
売上高総利益		205,680
販売費一般管理費		149,554
営業利益		56,126
営業外収益	3,280	
営業外費用	1,530	1,750
税引前当期利益		57,876
法人税等		22,050
当期利益		35,826
前期繰越利益		20,392
当期末処分利益		56,218

この事業の直接効果としては、次のものがある。

事業体の利益獲得効果

上記の損益計算書に見られるように、この「いこいの湯事業」は、創業時を除き単年度黒字を達成しており、順調に業績が向上していることもあって、繰越利益も56,218千円となっている。このように、この事業体が利益を出しているだけでなく、この事業体に関連して、次のような効果が発現している。

雇用機会の創出効果

勤労意欲向上効果

所得増収効果

担い手育成効果

温泉土産物関連事業開発効果

さらに、間接効果として、以下のものが挙げられている。

女性の自覚向上効果

余剰農作物の有効活用効果

納税意識の向上効果

補助金の還流効果（国税・地方税の納付）

これらの直接あるいは間接の効果並びに総合した効果を数値化して客観的に評価する場合、公認会計士としてのノウハウが活用できると考える。

(3) 機会費用の認識の必要性

事務事業の評価という場合、通常、収益獲得型事業であれば、前掲の損益計算書を基に「事業の成果」を評価することになるが、民間企業と同じレベルで比較するには、「損益計算書に現れてこない費用を機会費用」として把握して、それらの事業関連費用を加えて再計算していかなければならない。ところが、この損益計算書には、必要なデータが組み込まれていない。いわば「隠れ損失」がある。したがって、以下の費用についても留意する必要がある。

減価償却の問題

一部民間人の借用地を含むが、村有土地の有効活用にもなっている。しかし、この事業において、特に問題としなければならない点は、「経営者意識」の向上である。

ふれあい村は、地方公共団体であるから単式簿記であり、かつ、現金主義会計を採用している。したがって、減価償却など考慮していない。

建物建築費用7億円（附属設備、その他備品等を含む）の減価償却費は、平均耐用年数12年（税法の規制を受けないので残存価額ゼロで計算）で、定額法を適用すると、年間58百万円（58,333,333円）となる。

支払利息の問題

公債費は元利返済分で、地方債は5億円、金利2%の10年間均等償還となっているので、毎年66百万円（66,259,644円、月5,521,637円）となっている。村の一般会計では、利息と元金部分を含めた返済額を歳出（公債費）して計上している。

出向者人件費の問題

村役場の職員（地方公務員）が、温泉棟と販売棟のいずれかの支配人を担当（専属）としている。担当は2～3年程度で見直す（交替）こととしている。この村の職員の人件費に対しては、年間3百万円（業務支援料の名目）だけ村に対して支払われているにすぎず、残りすべてが村費で負担されている。

附帯人件費を含む、この人件費相当額の計算は行ったことがないので、10百万円と仮定した。したがって、実質的に村の一般会計からの補助金に相当するものを年7百万円と見積りをした。

そのほか、この「ふれあいの里」の事業化に当って企画立案に関与した村の

職員がいるし、また、常時、担当職員が数人（非専属）いるため、少なく見積っても年間10百万円以上の経費がかかっていると見積られる。

負担の試算

上記の3つに限った費用だけでも、以下のような計算になる。

ア 減価償却費	58百万円
イ 支払利息	10百万円
ウ 人件費概算	17百万円
合 計	85百万円

この他に開業当初の広告費さえも村費で負担している。

賃借料

この事業が負担している賃借料（家賃、地代を含む）は、30百万円である。この金額は20年間割賦返済を想定した元利均等返済額の1年分相当（30,353,000円）である。そのため村の公債費66百万円の支払並びに国の補助金部分5億円に対する支払（計算上の金額）という計算は、まったく考慮されていない。なおこの賃借料は売上原価に計上されている。

減価償却費も支払利息も村の一般会計には表れてこない。また、この事業の中においても賃借料として、村への支払が行われているが、村はそれを収入として計上しているだけであって「収入と支出の対応」などまったく考慮していない。公会計には、そのような考えはなく、この村もごく普通の公会計を実施してきているだけのことである。これは「公会計の基本的な弱点」なのである。

以上のような資料は「本件事業の事務事業の評価」において提出されてこない。公会計の分野では、そのような考え方は取られていないからである。そこで、一つの事業の費用対効果分析等を行った場合どうなるか。あるいはそれを行うためには、どのような追加的資料が必要とされるのかについて検討を試みた。

農家への支払地代

借用地900m²の支払地代は、1平方メートル当たり月250円である。それは年間270万円にもなる。当該地代は、高齢農家の所有地で休眠農家である。したがって、農家に対する支援を行っている結果になる。村としては、この政策も離村農家防止対策として実施していることもあって、いこいの湯事業への賃借料への反映を考慮していない。

(4) 改善を要する問題点

このように改善していかなければならない点が、幾つか発生している。ここで必要になってくる幾つかの要点に触れていくことにする。

結合財務諸表作成の必要性

ふれあいの里「いこいの湯」建設の総事業費は、地方自治体で管理しているため、自治体としては、施設を貸与して賃借料(家賃収入)を得ている。なお、自治体は建物の建設に当たって必要とされた資金は、国の補助金と自治体の起債によって賄った。

そのため同事業の本当の損益計算は、自治体の当該部門関連費を含めた結合計算書を作成してみないと「どのような経営状況になっているのか」わからない状況にある。このような観点からの指摘は、会計の立場にいる者でないと思いつかないところである。

そこで、結合損益計算書(試算)を作成してみることにした。

結 合 損 益 計 算 書

自 平成〇〇年4月1日 至 平成〇〇年3月31日

(単位：千円)

	ふれあいの湯	〇村〇事業部	結 合
売上高	1,029,370		1,029,370
売上原価	823,690	注1 30,000	793,690
売上総利益	205,680		235,680
販売費一般管理費	149,554		149,554
減価償却費		58,333	58,333
人件費		17,000	17,000
営業利益	56,126		10,793
営業外収益	3,280		
営業外費用	1,530		
支払利息		10,000	8,250
税引前当期利益	57,876	55,333	2,543
法人税等	注3 22,050		22,050
当期利益	35,826		19,507
前期繰越利益	20,392		20,392
当期末処分利益	56,218		885

(注1) ふれあい事業から村への支払額は内部取引のため消却する。

(注2) 村の収入30百万円は売上高に含まれているので、表示しない。

(注3) ふれあい事業は、収益事業とみなされ、法人税が課せられるが、結合上は消去されない。

「いこいの湯事業」は黒字で法人税等を納付しているが、この事業の実態は赤字である。賃借料を値上げして、村の一般会計の負担を軽減すべきである。そのようにすれば村の資金収支も改善可能となる。

キャッシュフローの改善すべき事項

村の公債費支払額	年66百万円
ふれあい事業の村への支払額	年30百万円

差 引	36百万円
-----	-------

この結果、村の発行した地方債の返済においてさえ、ふれあい事業からの収入では36百万円の資金不足をしており、それだけ村の一般会計が資金を負担していることになる。

このようなことは「いこいの湯事業」だけで判断(事務事業評価)すべきではなく、「村と事業との結合会計」を行ってみてはじめて理解できることである。このような判断は会計の専門家にとって、当り前のことで、いこいの湯事業における賃貸借契約の内容を改善していくことが求められている。

販売手数料

各農家が持ち込んできて販売する農作物について、従来は15%の手数料を收受していたが、この事業が、利益が出るようになってきたこともあって、これまで5%を口銭料収入部分についてバックしている。そのため、平成〇〇度3月期より手数料収入等を売上高の10%に引き下げることにした。

収入が増加してくると期待される将来は、さらなる引下げを検討していきたいとしている。これは、収支均衡を原則として余剰金を組合人に分配することになっているからである。

しかし、自治体の関連部門と総合した損益計算でみる限り、決して利益が出ているわけではないので、この「手数料率の引下方針」は改善すべきである。

このような指摘も結合損益計算書を作成した上で、検討していかないと判断できないものである。公認会計士の場合、このような事例において適格な評価できるものと考えている。

維持管理費用の積立

建物等施設が新しいうちはよいが、時間が経過していくことによって修理代

を含む維持管理費が嵩むようになってくるので、一定の資金の留保を必要とする。

現在、このようなことは検討されていないが、事業の継続を考えると、利益と資金はともに必要であるから、将来を見据えて、あらかじめ対策を講じておく必要がある。

第四 提 言

1 政策評価の今後の課題と監査

(1) 政策評価の結果の反映

政策評価法第3条では「行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、(中略)自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。」と規定し、反映させる具体的な対象については、各府省の政策評価実施要領のなかに記載している。

しかし、府省の中には、「予算要求」や「機構・定員」等の重要項目への反映を記載していないケースが見受けられる。同様に、評価結果の反映状況の取りまとめ方についても、各府省の政策評価実施要領の中に記載することとしているが、記載していない省庁も見受けられる。

しかし、限られた資源の中で、効率的、有効的な活用を図るためには、評価結果の予算要求や人員の適正配置への反映は、欠くことのできない項目であり、再検討が必要である。

当該政策の政策効果が低いと評価された場合には、予算や定数の縮減や更には政策自体の見直しをすることが必要であり、評価した結果が、次年度の政策に的確に反映されているかどうかを、独立した第三者である公認会計士等が評価報告書等を検証して公表することが有効であると考ええる。

(2) 予算編成への反映

「政策評価に関する基本方針」の「 2.7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項」の中で、「政策評価の結果が政策の企画立案作業(予算要求(定員等を含む。)、法令等による制度の新設・改廃といった作業)における重要な情報として適時・的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。(中略)予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。」としている。

しかしこれは、「政策評価に関する標準的ガイドライン」の「第2.4 評価結果の政策への反映」の中で、「また、財政当局は、予算編成の過程において、政策

評価の結果の適切な活用を図るよう努めるものとする。」との内容からすれば後退している感じを受けるが、予算への何らかの形で反映すべきことをうたったものと理解できる。しかし、本来は、各府省の政策評価の結果に従って優先的に事業採択するなどの取組みが必要であると考える。

財務省の政策評価実施要領にも、予算編成の際、他府省の政策評価の結果を適切に活用していくことがうたわれていることから、その反映状況が十分であるかどうかを第三者である公認会計士を含む独立の第三者が検証し、その結果を公表することによって、国民がモニタリング（監視）していく仕組みが構築されるべきであると考える。

(3) 予算要求、予算編成への反映のタイミング

政策評価の評価結果を予算要求段階で反映させることを可能にするためには、評価のタイミングが問題となる。通常、予算は7月に出される概算要求基準に基づいて各府省が8月中に予算要求を行い、9月から年末にかけて財務省が査定し、復活折衝を経て12月から1月にかけて政府案が決定され、国会審議を経て予算が確定する。

このことから、前年度の事業について事後評価を行い、その評価結果を反映した予算要求をしたとしても、当年度の予算には反映されず、翌年度の予算に反映されることになる。本来、評価した結果をタイムリーに予算へ反映されるためには、事後評価ではなく、年度中に途中評価を行って、年度内の予算要求に間に合うような仕組みを検討する必要がある。

また、年度が終わった段階でないと政策効果の表われない事業もあることから、7月までに事後評価した結果を受けて、必ず当年度予算の補正をする仕組みの検討も必要であると考える。

(4) 政策評価におけるコスト評価の必要性

政策評価の観点については、「政策評価に関する標準的ガイドライン」の「第2 (2) 評価の観点別の一般基準」で「必要性」「効率性」「有効性」「公平性」「優先性」の5つの観点がうたわれている。

また、その中の「効率性」については「政策評価に関する基本方針」の「2 政策評価の観点に関する基本的な事項」の中で「効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものである」とされており、文中の「政策効果」については「3 政策効果

の把握に関する基本的な事項 ア～オ」の中で示されているが、「当該政策に基づく活動の費用」については示されていない。

この「当該政策に基づく活動の費用」については、当該事業活動に直接係る費用だけでなく、間接的に係る費用（スタッフ部門経費）や人件費も含めた総事業費コストでなければならない。また、公共事業等の投資的事業については、上記の歳出ベースのコストではなく、固定資産の減価償却費等の発生主義会計にもとづいたコストを採用することが適切である。

これは、「政策効果を産み出すためにどれだけ経済資源を消費したか」その消費金額を費用として認識するためには、現金の支出を伴うもの以外のもの（減価償却や退職給付債務等）も含めて認識すべきであるからである。

また、土地・設備等が無償で使用している行政コストについても考慮する必要がある。さらに、施設設備等については、単年度の投資的経費だけを対象にするのではなく、将来の更新・修繕費用を含めたライフサイクルコストで評価することも重要である。

これらの間接費、人件費の算定・配分方法や減価償却費等の算定方法等については様々な方法があるため、各府省が同一の考え方で算定することができるよう、「統一的な考え方」を示すべきである。それによって、各府省が同じ基準に基づいて算定したコストを基に、費用対便益分析や費用対効果分析等を行うことにより、納税された税金に見合う行政サービスを提供しているかどうか、いわゆるVFM(Value For Money)の考え方を導入して、次年度の予算要求を行うとともに、財務省はそれらを比較検討して予算編成に反映させることが可能となる。

上記の発生主義に基づくコスト計算や、費用対効果分析等は専門的知識と実務経験を持った公認会計士を含む独立の第三者がその指針づくりや運用面でのアドバイスの指導的役割を果たすことが期待される。

2 データの信憑性の確保

政策評価においては、それに用いる統計値や目標値、実績値などのデータの信憑性が確保されていなければならない。そもそも誤ったデータをよりどころに政策評価を行っても評価結果は適正なものとは言えないからである。従来、政策や施策の立案、事業計画の策定の際には、様々なシミュレーションを用いて政策・施策・事業の必要性の検討が行われている。

しかし、シミュレーションに用いた数値の検証可能性や実現可能性が必ずしも高いものとなっているとは言えない事情がある。信憑性が低いデータを用いて政

策の事前評価を行ったとしても、評価結果が適正なものかどうかの判断はできなくなり、不適切な意思決定を招く恐れがある。

また、事後評価における実績値の把握もデータの補足が適時・的確になされなければ、事後評価の結果は不適切なものとなり、政策評価の意義がなくなる。すなわち、信憑性のあるデータの入手が政策評価を行う前提といえる。

政策評価を行うに当たってデータの信憑性を確保するには、いくつかの対応策を組み合わせ対処していくことが考えられる。まず、自己点検による事前・事後の評価を実施し、目標値と実績値との差異分析を確実に行うことが必要である。差異分析によりデータの誤りも発見できることがあるからである。

また、政策評価の状況や差異分析を含めた評価結果を、できるだけ公表し透明性を高めるためにも必要であり、これによりデータの信憑性についてのチェック機能が働くことになる。さらに、政策評価の第三者評価の導入やデータの信憑性に対する監査の導入も必要性が高い。

3 国民へのディスクロージャー

各省庁は「政策評価」の目的として、行政の透明性を確保し、「国民に対する行政の説明責任を徹底すること及び国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること」等を掲げて実践しようとしている。これまでに、「株式会社」という公開会社が「透明性と説明責任を果たす」ための社会制度として機能を果たした実績がある。

そこで、各省庁は政策評価の目的を達成するため、公開会社におけるディスクロージャーの展開の軌跡を調べて、それを参考にして、社会組織体の情報公開（公表）のあり方を考えることは十分有益であると考ええる。

公開の手段としての財務諸表の目的は、企業の財務的事実のディスクロージャーにあるといわれ、企業ではその事実の公表について、すべての面に関してディスクローズするという言葉が用いられてきた。特にアメリカ合衆国では、財務的事実の公表についてディスクロージャーという表現が多用されてきた。この言葉は、会計上の記録あるいは会計処理と対比される意味で、財務諸表作成に当たって、様式・用語その他による表現上の問題を指す意味に用いられる。

企業におけるディスクロージャの意義は、企業に関する重要な情報を企業を取り巻く利害関係者に広く明らかにすることであり、利害関係者が企業に対する判断資料を提供することを目的にしている。各府省の政策評価の公表においても、十分に検討されるべきである。

ディスクロージャーの有効性基準として、情報の目的適合性と完全性（重要な

情報の開示と正確な情報の開示と完全な情報の開示） 情報の適時性と迅速性（最新の情報の開示と迅速な情報の開示） 情報の利用容易性と理解可能性（接近の容易な開示と理解の容易な開示）が要請されてくる。

さらに、この有効性基準を確保するために、 監査制度による確保（内部監査と外部監査制度） 市場規制による確保（適時開示の要請と内部者取引の規制）の二手段が求められてくる。

情報のもっとも基本的な条件としての「目的適合性の基準」を満足させることが必要であり、政策評価の目的と結果の公表についても、そのことが検討されていないなければならない。

国の政策評価においては国民に対する行政の説明責任を徹底させることが掲げられおり、行政の透明性を確保することによって行政に対する国民の信頼性の向上を図り、また、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることとされている。ここで問題となるのは、行政側の考えとして、国民の考えであることをどのようにして決定したのか明示する必要がある。

政策評価のあり方については、対象とする政策は所与のものを前提にしないで政策の選択肢を示し、その決定過程も同時に明らかにしておかなければ目的に適合するような評価は不可能である。すなわち、政策の選択決定の過程と予算化の過程との関連を明らかに示しておくことが必要である。また、公表の意義については、公表の目的が、国民（主権者）の意思決定や行政に対する判断資料としてのものであることを明確に示す必要がある。

政策の執行に対する行政行為を完全に公開し、その正当性を立証するとともに、その行為の結果生じた成果を報告する「説明責任」を果たすことを期待したい。

さらに、費用対効果の分析等、政策評価の客観性を確保するためには、政策評価報告書に対する専門家の監査制度を活用して、透明性を確保し、行政をガラス張りにし、仲間内だけで内部処理を行わないためにも、行政側で必要性を認める場合に限らず、一般的に各界の専門家を活用するシステムづくりが要請されている。

4 独立の第三者の役割

(1) 自己評価と第三者評価

「基本方針」において、「政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。」とされ、自己評価を基本とする旨が示されている。自己評価については、次のような意義があるとされている。

実効ある改善・見直しが行われ、政策の質が向上すること

政策について最も詳しい情報・資料を入手できる立場にあることから、これらの情報等を整理し公表し、国民の信頼を受けること

政策評価を通じて得られる知識・経験を蓄積することにより自らの政策形成能力が高まること

しかし、自己評価の情報には、常に信頼性と客観性に疑問が付きまとうことになる。国の政策評価には現在、監査機関（会計検査院）及び立法機関（国会）における評価が欠けているといわれている。すなわち、これらの機関による独自の評価をマネジメントの視点とは別に政策評価の中にどのように組み込んでいくのが課題となっている。

政策評価を行う主体は自己と第三者に分けることができる。自己評価には既述のような利点がある。一方、第三者の場合は、客観的な評価が期待できる半面、評価対象に対する理解が不十分なため、的確な評価が自己評価ほどには期待できない懸念がある。したがって、政策評価の実施にあたっては、「自己評価と第三者評価のメリット、デメリットを踏まえ、双方の組合せを行うこと」が理想的といえる。

基本方針においても、評価の客観性を担保する等の観点から、「各府省とは異なる評価専担組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。」とし、総務省を一種の第三者（独立の立場）と位置付けた組立てを行っている。

この点、實際上どの程度客観性を確保できるかは別にして、国民の目からみて客観性があるとの外観が得られるかどうかには課題が残されている。

基本方針に沿っていえば、政策評価の目的は、「政策評価の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供することと、その結果を政策に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加え」ることと、「国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底する」ことが大きな柱であるといえる。

前者については、自己評価が効果的であることはいうまでもない。しかし、後者について、自己評価に総務省による評価を加えても十分であるかどうかは課題が残されている。

このような課題に関しては、将来的には独立性のある第三者機関の政策評価を導入することを提言したい。例えば、政策評価を行う上での様々な数値基準の設定のあり方や集計範囲、方法、上述「3 データの信憑性の分析」など、第三者

が独立した立場から意見を述べることであれば、政策評価に対する信頼性に寄与することとなり、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底することにもつながる。

行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条第2項第2号では、学識経験を有する者の政策の特性に応じた活用が規定され、専門的な見地からの客観性について考慮が行われ、評価委員会の設置も行われている。しかし、「客観性がある」という外観性は、単に専門的な知見を有しているというだけでなく、純然たる第三者機関によるチェックでなければ醸成が難しい部分と考える。

(2) 公認会計士の役割

既述のように、自己評価には限界があり、第三者機関による評価が信頼性と客観性の観点から今後必要になってくると考えられる。会計検査院や国会における評価だけでなく、常設の機関として第三者機関による評価が必要と思われる。評価の仕組みや評価の視点をどのように行うかという課題はあるが、社会的に見て独立性のある監査機能を有する機関が評価することにより政策評価により高い信頼性が与えられると考える。

この機関としては、監査やコンサルタント業務において長年の実績のある公認会計士を適格者のひとりとして考える。公認会計士を含む独立の第三者が政策評価において、その能力を発揮し、社会的な貢献をすることが望まれる。

《第二部》

第一 政策評価実施要領の概要と分析

1 各府省（政策評価）の公表姿勢

(1) はじめに

各府省は「政策評価実施要領」をインターネットで公表している。その実施状況を調査したものが、以下の表である（平成14年6月30日現在）。なお、空欄は記述がないことを意味し、「-」は対象が存在しないことを意味する。

表3 政策評価実施状況表

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
インターネットに公表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
説明責任の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関連情報等の公表	○		○	○		○	○	○		○	○
第三者等評価委員会の設置		○	○		○	○		○		○	○
内部の評価委員会の設置	○			○	○	○	○	○		○	○
政策評価シートの公表		○			○			○	○	○	○
パブリックコメントの政策評価への反映	○				○			○	○	○	
基本計画又は実施計画に評価対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注(1)上記の「内容」の意味は、以下のとおりである。

インターネット上で、公表されているか

要領にアカウンタビリティがうたわれているか

政策評価実施要領に限定せず、その他の関連情報も公表しているか

第三者（知識経験者並びに一般国民）等による評価委員会を設置しているか

省庁内に内部の評価委員会を設置しているか

政策評価シートが発表されているか

インターネットで公表した政策評価について反響があったパブリックコメント(国民から打ち出された意見)を政策評価に反映することになっているか

実施要領の中に政策分野並びに政策手段等が示されているか

(2) 各府省の政策評価担当部署は、以下のとおりである。

内閣府：大臣官房政策評価官

総務省：政策評価広報課

法務省：大臣官房秘書課政策評価企画室

外務省：各局の政策所管局課

財務省：政策評価官・政策評価室

文科省：大臣官房政策課評価室

厚労省：政策評価官室

農水省：大臣官房企画評価課

経産省：決算・制度所管部局

国交省：政策統括官

環境省：政策評価広報課

なお、各庁は調査の対象とはしたが、まとめの段階において報告書の容量の関係で省略している。

(2) 政策評価の目的

政策評価実施要領に取り入れられている「政策評価の目的」を整理すると、以下の表のようにまとめることができる。

表4 政策評価実施要領の内容整理表

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
行政の透明性の確保と行政の説明責任の徹底	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
効率的で質の高い行政サービスの提供	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
成果重視の行政への転換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
仕事の進め方の改善					○						

職員の意欲の向上					○						○
組織の活性化					○						
他府省の政策評価結果の活用					○						
政策のマネジメントサイクルの確立					○				○	○	○
省全体の戦略的政策展開の推進							○			○	
統一的で整合性のある施策展開											○

注 上記の表に従って「各府省の内容」を比較検討してみると、以下のように挙げることができる。

- (1) 、 、 は、「政策評価の標準的ガイドライン」に記載されているものである。
- (2) 以下は、それぞれの省で独自に設定したものであるが、これらの目的の内容は、通常の業務運営に関する事項を政策評価に取込むことを意図したものと推察される。
- (3) 財務省では、「他府省の政策評価結果の活用」が設定されているが、その本意は予算策定に活用することを意図しているものと推察される。
- (4) 財務省は、「はじめに」と「政策評価の目的」の解説において、政策評価をマネジメント・サイクルのなかに位置付けている。
- (5) 厚生労働省は、政策評価のマネジメント・サイクルでの位置付けを「政策評価の目的」ではなく、「基本的な考え方」において記載している。

(3) 政策評価の方式

各府省の政策評価実施要領に記載されている「政策評価の方式」については、以下のようにまとめることができる。

表5 要領に示されている評価の取扱い状況表

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
事業評価	○	○	○			○	○	○		○	○
事前評価	○	○	○			○	○	○		○	○
中間評価	○	○	○			○	○	○		○	

事後評価	○	○	○			○	○	○		○	○
実績評価	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
総合評価	○		○		○	○	○	○		○	○
省全体に関する評価											
国土計画等評価											
全体評価											○

注(1) 事業評価のうち、対象が公共事業、研究開発、ODA及び規制については、以下のように、従来から別途の評価方法等が定められている。

公共事業に関する評価は、「公共事業の再評価システム」(平成9年内閣総理大臣決定)等を参考に、関係省庁において独自に作成したものに従うこととされている。

平成13年5月29日、国土交通、農水、経済産業などの公共事業関連の各省の事務次官による「公共事業の実施に関する連絡会議」を開いて、公共事業を効率的に実施するため、類似事業の評価手法の共通化、工事の遅れをコストとして計算する「時間管理概念」の概念の導入、事後評価への費用対効果分析の適用—などの新たな評価手法の検討を開始することとされている。

研究開発に関する評価は、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年内閣総理大臣決定)に基づいて評価することとされている。

ODAに関する評価は、「ODAの透明性、効率性の向上について」(平成11年11月対外経済協力関係閣僚会議幹事申し合せ)に基づいて評価することとされている。

規制に関する評価は、「規制改革推進3ヵ年計画」(平成13年3月閣議決定)がある。

(2) 経済産業省は、政策運営の時間的経過の沿って、政策のマネジメントサイクルを構成する評価として、「事前評価」、「モニタリング」及び「事後評価」の3種類としており、他の府省とは評価の区分の仕方が相違している。

(3) 国土交通省は、政策のマネジメント・サイクルの各段階に応じた事前評価、業績評価(実績評価)、プログラム評価(総合評価)と称しており、標準的ガイドラインの区分の内容とは、多少相違している。

(4) 外務省の政策評価実施要領には、政策評価の方式は、記載されていない。

(5) 上記の表(表5)に基づいて比較検討すると、以下のようにまとめることができる。

「政策評価の標準的ガイドライン」に掲げられている政策評価の手法である事業評価、実績評価、総合評価は、経済産業省を除き、各府省とも取入れている。

国土交通省の「国土計画等評価」及び環境省の「全体評価」は、省全体の評価を目的としたものである。

財務省の事務評価と国土交通省の「国土計画等評価」が、 になっているのは、今後、順次取入れて行くことを予定していることによる。

農林水産省の事業評価は、公共事業等において既に実施していることから、事業評価についての具体的な記載はない。

(4) 政策評価の対象

事業評価の対象として、各府省の政策評価実施要領に記載されている「政策評価の対象」については、以下のようにまとめることができる。

表6 政策評価対象事項一覧表

(6-1) 政策評価の対象について

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
事務事業全般							○				○
公共事業	○	○			—		○	○	○	○	
研究開発	○	○			○	○	○	○	○	○	
ODA	○	—			—	○	○	—	○	—	
規 制	○	○				○	○		○		
国の補助事業	○				—			○	○	○	
新規の事業	○	○								○	○
施設整備						○					
事業・施策			○			○					
新たに導入する施策									○		
改正・廃止・緩和・延長の施策									○		

さらに「評価の方式」に関連したものとしては、以下のようにまとめて表示することができる。

(6 - 2) 実績評価の対象としては

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
施策等	○		○			○	○	○	○		○
行政分野		○			○						
政 策					○					○	

(6 - 3) 総合評価の対象としては

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
複数の事務事業		○									
複数の行政分野		○									
事業評価と実績評価の対象外		○					○				
政 策					○		○	○			○
政策・施策	○		○			○				○	
施策等											

(6 - 4) 総合評価の評価項目としては

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
特定のテーマを選定			○		○		○			○	○
時々の課題に対応のテーマ		○			○	○	○	○		○	○
実績評価の際に総合的な評価が必要と判断された場合	○							○			
法律、制度の見直し	○				○					○	
各種中長期計画の策定	○										

(6 - 5) 省全体に関して

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
国土計画等										○	
省全体の政策											○

注(1) 外務省は、評価の対象を記載せず、担当部局を記載している。

(2) 上記の表に基づいて比較検討すると、以下のようにまとめることができる。

文科省は、当面、大臣官房政策課評価室が指定する新規事業、大規模な拡充・改善の事業及び既存の主要事業に限定している。

財務省は事業評価については、今後実施の計画を検討して行くことにしている。

経済産業省の評価対象は、施策・制度で評価の対象を、Ⅷ「予算措置を伴う施策・制度」、Ⅸ「政策金融に伴う施策・制度」、Ⅹ「税制措置を伴う施策・制度」、Ⅺ「法律に基づく施策・制度及びこれに準ずる施策・制度」と記載し、他府省とは対象の限定の仕方が異なっている。

農林水産省は、事業評価は既に実施していること、総合評価は評価手法の手法等の開発を行い、出来るだけ早い時期に実施するという事で、実施要領には、「実績評価」だけを対象としている。

農林水産省の総合評価の評価対象として、11の重点的戦略分野から指定されている。

(5) 政策評価の実施体制

各府省の政策評価実施要領に記載されている「政策評価の実施体制」については、以下のようにまとめることができる。

表 7 政策評価の実施体制一覧表

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
府省における政策評価の全体を取りまとめる担当組織の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
局部における政策評価担当課等の配置	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○

審査等を担当する組織の配置	○	○		○	○		○	○	○		
政策評価に関する内部のもので構成した委員会等の設置	○	○		○		○	○	○		○	
有識者等による会議等の設置		○	○			○		○		○	○

注(1) 上記の表に基づいて比較検討すると、以下のようにまとめることができる。

有識者等による会議等の設置を明確に記載していない府省においても、実施に際して、第三者の活用を図っているのが実情である。

文部科学省と国土交通省は、審査等を担当する組織は配置していないが、第三者による有識者等による会議等を設置しており、そこで政策評価結果を審査することになっている。

(2) 各府省における政策評価の実施状況は様々ではない。熱心（積極的）なところと熱心でないところとは、第三者による政策評価会の開催状況とその検討内容に大きな差として現れてきているといわれている。

(6) 政策評価の政策への反映等

各府省の政策評価実施要領に記載されている「政策評価の政策への反映等」については、以下のようにまとめることができる。

表8 政策評価結果の政策への反映状況一覧表

(8 - 1) 反映させる対象について

内 容 \ 各 府 省	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
予算要求へ反映	○		○			○		○	○	○	○
機構・定員への反映	○		○			○		○	○		○
法令による制度の新設・改訂へ反映	○					○		○	○	○	○
各種中長期計画の策定へ反映	○					○		○			○
新たな政策の企画・立案			○	○	○		○				
政策の見直し、改善		○	○		○		○	○	○		○

税制の改正要望						○					
予算編成の際に他府省の評価結果の活用					○						

(8 - 2) 反映状況の取りまとめ方について

内 容	各 府 省										
	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
反映状況の取りまとめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
反映状況の審査・査定等	○	○		○	○	○		○			
反映状況への有識者の助言		○			○	○		○	○	○	
内部会議での反映方針の決定						○					○
反映状況の公表	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○

注 上記の表に基づいて比較検討すると、以下のようにまとめることができる。

経済産業省は、反映状況の取りまとめを行っていない。

財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等において、各府省の評価結果の適切な活用を図ることとしている。

外務省は、政策結果の反映状況について、審査は自ら行うことになっている。

2 政策評価実施要領上の問題点

(1) アカウンタビリティ（Accountability）の取上げ方

「政策評価に関する標準的ガイドライン」の「第1 政策評価目的及び基本的枠組み」の「目的」においては、以下のように政策評価を導入する主な目的を、次のとおりであるとしている。

国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること

国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること

国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること

ところで、各府省が発行した政策評価実施要領にアカウンタビリティがうたわれていないところがある。

ガイドラインに準拠していくことになるので「あえて取上げない」ことにして

いるという意見も可能であるが、アカウンタビリティは主要な事項であるからそれを本文中に掲載すべきである。しかし、重要なことは、実際にそれを「どう実施しているか」という具体的な「実行性」である。

(2) 第三者による評価（「政策評価会」の設置、運営）

「政策評価に関する標準的ガイドライン」の「第三者等の活用の在り方」（各府省における第三者等の活用の基本的な考え方）においては、以下のように記述されている。

各府省が評価を行うに当たって、次のような場合にあっては、「必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等の活用を図るものとする」とされている。

高度の専門性や実践的な知見が必要な場合

政策評価の実施に当たり客観性の確保、多様な意見の反映が強く求められる場合

ところで「必要に応じ」とされているが、「原則として」と記述すべきではなかったか、と考える。

というのは、幾つかの省において、ここ数年不正支出等の問題が発生して、国民の批判が強まっていることもあるので、予算の執行並びに政策評価等において「第三者の意見を取り入れることが有効である」と考えるからである。

(3) 第三者委員会設立の留意点

第三者等の活用に当たっては、評価の対象とする政策の性質、評価の内容等に応じて「次のような方法を採用するものとする旨」定められている。

学識経験者等からの意見聴取

学識経験者等により構成される研究会等の開催

学部研究機関等の活用

第三者評価は、評価実施主体（各府省が実施する）が行う評価の客観性、公正性を維持するために必要なものである。それが、実施要領にうたわれていないところがある。その点が問題ではないかとして指摘しておきたい。

3 アカウンタビリティ

行革会議の意見書にも、省庁改革法にも「政府の説明責任」ということがうたわれている。このアカウンタビリティ（説明責任）は、企業会計の中で問題にされてきた課題であるが、中央政府あるいは地方政府の行政責任に関連させてアカウンタビリティの問題が取上げられてきている。

アカウンタビリティ（Accountability）は「説明責任」もしくは「報告責任」と

いう日本語で使われてきている。アカウンタビリティは、説明するもしくは報告する責任として使われているのは「結果責任に重きを置く考え方」に移行してきたことを意味する。株式会社に例えるならば経営責任者が企業の意味を決定し、業務を執行した責任を十分に果たしていくためには、株主等にとって容易に理解できる財務資料を作成するとともに説明していかなければならないということである。

国民等が納付した税を財源として運営しているのであるから、国並びに地方の活動も同様にアカウンタビリティがあることを強く認識し、具体的な実行を行うべきである。このアカウンタビリティは、国家と地方（県レベル）に限られたことではない、とくに小さな市町村において重要である。

いずれにしても、このアカウンタビリティの遂行に関連して「政策評価」が、重要な役割を果たしていくことになることは確実である。予算を取れば「あとは使うだけ」であるという消費会計の本質的弱点が結果として「公会計における受託責任・報告責任の重要性認識を低下させている」のは事実であるからである。このような状況下において最近、アカウンタビリティの実行を国民は強く求めていくようになってきている。

情報公開法も施行されたことであり、国及び地方も、一層「情報公開が求められていく時代になってきた」ことを十分に理解して行動を決定していかなければならない時代になってきた。とくに、税金を主要な財源（予算執行）として、国もしくは地方自治体が運営されていることを考えてみると、まず、納税者に情報を開示して、アカウンタビリティを遂行していく必要がある。

第二 各府省の実施要領の分析

1 政策評価に関する法令等

政策評価制度は、平成13年1月から全政府的に導入され、「政策評価に関する標準的ガイドライン」に沿って取組んでいたが、平成14年4月1日以降からは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年6月29日公布 法律第86号)及び同法に基づいて定められた「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日 閣議決定)に基づいて政策評価が実施されていくことになる。

(1) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律(以下「政策評価法」という)」の要旨は、以下のとおりである。

この法律の目的は、行政機関が行う政策評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることである。

政策評価については、政策評価の在り方 予算作成等における活用 政府による政策評価に関する基本方針の策定・公表 行政機関の長による政策評価に関する基本計画の策定・公表 事後評価の実施計画の策定・公表及び事後評価の実施 事前評価の実施 評価書の作成・公表 政策への反映状況の公表 総務省が行う政策の評価 政策評価の実施状況の国会への報告、を定めている。

(2) 「政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という)」の要旨は、以下のとおりである。

この基本方針は「政策評価法」第5条に基づき閣議決定により定められた。そして、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにしたものである。

政策評価に関する基本方針の概要は、以下の通りである。

政策評価に関する基本計画の指針

各行政機関がそれぞれ定める基本計画の指針となるべき事項として、政策評価に関する基本計画の指針 政策評価の観点に関する基本的な事項 政策効果の把握に関する基本的な事項 事前評価の実施に関する基本的な事項 事後評価の実施に関する基本的な事項 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項 政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項 その他政策評価の実施に関する重要事項 政策評価法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項 政策評価の質の向上等のため、政府として取り組むべき措置を定めている。 その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項 政策評価の質の向上等のため、連絡会議の開催や各行政機関の機能分担基本方針の見直しなどを記載している。

2 政策評価実施要領の分析

各府省は、「政策評価に関する標準的ガイドライン」に沿って、政策評価実施要領を策定している。各府省の政策評価実施要領を検討すると、その体系・内容については、以下のような相違がある。

- (1) 標準的ガイドラインの体系・内容に沿って策定しているもの
- (2) 評価表や日程等具体的なものまで含んでいるもの
- (3) 標準的ガイドラインの項目に追加しているもの
- (4) 標準的なガイドラインと大幅に相違しているもの

例えば、経済産業省は、標準的ガイドラインが制定される前（通産省の時代）の平成11年12月に策定していることから、他省と比較して、体系と内容に相当の差異が見られる。

- (5) 経済産業省、国土交通省及び環境省の政策実施要領は、マネジメントサイクルを主体に構成している。
- (6) 標準的ガイドラインの用語と各府省の政策評価実施要領で使用されている同一の用語において、具体的な内容が相違しているものと推察されるものもある。

3 各府省の政策評価の概要

各府省の「政策評価に関する取組」についての概要を示すと、以下のようにまとめることができる。

【内閣府】

(1) 政策評価の目的

本要領は、内閣府本府の行政に係る主要課題について政策評価の実施を確保するための手続等を定めることにより、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った行政への転換を図ることを目的とする。

(2) 政策評価の方式及び対象

事業評価、実績評価、総合評価の3つの方式を基準としつつ、政策の特性や政策評価に対する要請に応じて、適切な評価の方式を採用・実施する。

事業評価

新規に行う事務事業を対象に、事前の時点で評価を行う。

実績評価

施策等を対象とし、目標を設定・実績を測定することにより達成度を評価する。

総合評価

政策・施策の導入から一定期間経過後、特定のテーマを設定し総合的に評価を行う。

(3) 政策評価の実施方法

実施体制

大臣官房政策評価官（政策評価官）各部局の総務課等（政策評価担当課等）個別の政策を所管する課等（政策所管課等）が、相互に連携を図り実施する。

実施スケジュール

年度ごとの1年周期を基本とし、次の手順により実施する。

㊦年度計画の作成、㊧実施計画の作成、㊨政策評価の実施、㊩評価結果の作成

政策評価の観点・基準・評価方法

評価の観点・基準については、評価の目的、評価対象の性質等に応じて、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」のうち適切な観点を選択し、各観点ごとに適切な基準を設定することにより評価を実施する。

評価方法は定量的な評価手法の開発を進めるよう努め、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。

(4) 評価結果の政策等への反映と外部公表

予算要求、法令等による制度の新設及び改廃、各種中長期計画の策定等におい

て評価結果を適時適切に反映させる。評価結果等については速やかにこれを公表する。

【総務省】

(1) 政策評価の目的

本要領は、総務省（公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く。）の行政に係る課題について政策評価の実施を確保するための手続等を規定するものであり、政策評価の実施により、

行政の透明性を確保し、国民に対する行政の説明責任を徹底すること

行政サービスの利用者としての国民が求める効率的で質の高い行政サービスを実現すること

政策の実施のためにどれだけの資源を投入したか、どれだけのサービス等を提供したかだけでなく、国民に対して実際どのような成果がもたらされたかを重視する行政へ転換することを目的とする。

(2) 政策評価の実施計画

体系的かつ継続的に政策評価を実施するために、評価の具体的な対象、評価方式及び手順、評価の実施に関するスケジュール等について規定する政策評価の実施に関する「総務省政策評価実施計画」を毎年度策定する。

(3) 政策評価の3方式と、各評価方式の対象範囲等の概略

事業評価の対象範囲は、公共事業、研究開発、ODA、規制、国の補助事業、及び新規の事業の事務事業である。評価の時点は、事前に評価を行い、途中または事後に検証する。対象の事業を所掌している各部局等は、事業評価調書に当該事務事業の必要性、効率性、有効性、今後の課題及び今後の取組方針等を記載し、毎年6月末を目途に政策評価広報課に提出する。

実績評価の対象範囲は行政分野である達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定する方式である。所掌している各部局等は、実績評価調書に、目標、目標の達成状況、進捗状況及びその分析、今後の課題及び今後の取組方針等を記載し、毎年5月末を目途に政策評価広報課に提出する。

総合評価の対象範囲は、政策評価広報課が関係部局等の協力の下、⑦制度の新設・改廃に関わる事項、①実績評価、事業評価の対象事項のうち、様々な角度から総合的に分析する必要があると思われる事項、⑦実績評価及び事業評価のいずれの対象ともなっていない事項から、時々々の課題に対応するため様々な角度から分析する必要があると思われる事項を選定したものである。

(4) 評価結果の審理

事業評価と実績評価については、政策評価広報課が整合性があり、客観性が担保されているか、国民に分かりやすいかを重点に審理する。

総合評価については、政策評価広報課は関係部局等と協議を行い、結果を確定する。

(5) 政策評価の観点

政策評価において、評価の目的、評価の対象の性質等に応じて必要性、効率性、有効性、公平性、優先性のうち適切な観点を選んで評価する。

(6) 政策評価結果の公表

政策評価広報課は、政策評価実施要領、運営方針を定めた政策評価実施計画、事業評価調書・実績評価調書、関連するデータ等を政策評価結果報告書として、ホームページに掲載し、記者発表等、国民が容易に入手できる方法で行う。

(7) 政策評価結果の政策への反映

事業評価及び実績評価については、政策及び予算等の調整を行い、企画立案への反映状況について、評価調書により政策評価広報課に報告する。

総合評価については、政策評価広報課が関係部局・官房関係各課等と協議した上で、政策及び予算等の企画立案への反映状況をまとめ、公表する。

【法務省】

(1) 政策評価の目的

法務省における政策評価は、主として次の各号に掲げる目的の下に、法務省の政策全般について行うものとする。

国民に対する行政の説明責任を徹底すること

国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること

国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること

(2) 実施主体

大臣官房秘書課政策評価企画室

政策所管部局（法務省の政策の企画立案をつかさどる各部門）は、それぞれ、その所管する政策につき、政策評価企画室の総括の下に政策評価を実施し、または政策評価に参画するものとする。

(3) 運営の方針

政策評価は、各年度ごとに、当該年度において実施対象とする政策の範囲、その他の政策評価の実施に必要な事項を定めて実施するものとする。

(4) 政策評価の方式等

政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式等を採用して実施するものとする。

「評価の方式」とは、⑦事業評価、①実績評価及び②総合評価の3方式をいう。

(5) 第三者等の活用

政策評価の実施に際しては、必要に応じ、第三者等の活用を図るものとする。

(6) 評価結果の政策の企画立案への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案に際し、重要な情報として活用し、これに適時かつ的確に反映されるよう努めるものとする。

(7) 公表

政策評価の結果、当該結果の政策の企画立案への反映状況及び実施要領第2条に定める目的を達するために必要と認める事項については、公表する。

【外務省】

(1) 政策評価の目的

外務省による政策評価の目的は、外交政策の企画立案及び実施における

中長期的観点を含めた成果の重視

効率性

説明責任の確保

によって、将来のよりよい外交政策の実現、ひいては国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることにある。

(2) 政策評価実施体制

各部局の役割分担

ア 政策所管局課：政策の実施とその評価を自ら行う。

イ 大臣官房総務課及び大臣官房考査・政策評価課：政策評価の総括組織として政策評価を企画立案し、各部局の実施状況を審査する。また、部局をまたがる政策について評価の調整をする。

ウ 総合外交政策局総務課及び企画課：各部局の外交政策の整合性を審査し、政策評価の審査結果を総合的または基本的な外交政策の企画立案に反映させる。

政策評価委員会

政策の優先順位につき全省的な見直しを議論し、その結果を大臣等に報告する。

(3) 政策評価の基準

政策評価の基本的な基準は、必要性、有効性、効率性とする。

ア必要性： 日本国及び日本国民の利益の増進という観点から、また、行政関与のあり方から見て、必要があるか

イ有効性： 期待される効果が得られるか、実際に得られているか

ウ効率性： 投入された人的・金銭的成本及び時間その他の資源に合った効果が得られるか、実際に得られているか

より少ない資源で得られる方法が他にないか

(4) 政策評価の実施

地域局：経済協力局以外の機能局、経済協力局に分けて異なる方法で実施する。

地域局：政策の目的と手段とが最適の関係にあるかを評価する。

経済協力局以外の機能局：重点評価項目の政策につき基準に照らして目的、手段、効果等を明らかにする。

経済協力局：既存評価の取組を更に進め、基準等を踏まえ評価項目の精査、評価方法の改善、評価結果の透明性の向上及びフィードバック等による評価の取組の一層の充実、第三者評価の充実を図る。

必要に応じ学識経験者や民間の研究機関等の第三者を活用する。

(5) 政策評価の結果等の公表

政策評価の結果は、毎年度末に大臣官房総務課が各課の報告書を取りまとめ、外務大臣の決裁を経て公表する。ホームページにも掲載する。

(6) 結果の政策への反映

政策評価の結果は、新たな政策の企画立案に反映させ、それを報告書に記載する。

【財務省】

(1) 政策評価の目的

財務省の政策評価の目的は、以下のとおりである。

財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明かにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと

財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること

財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること

財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと

(2) 政策評価の方式

財務省の行政分野すべてについて、「実績評価」を行い、特に重要な政策・施策について、「総合評価」を計画的に行う。

個別の事務事業については、実績評価や総合評価の枠組みの中で評価し、「事業評価」を行っていくものとの区別する等、今後、政策評価を実施していく中で最も適した評価方法や実施の計画を検討する。

(3) 実施スケジュール

政策評価の対象期間

実績評価は、対象期間を会計年度（４月から翌年３月）とする。

財務省の政策評価の実施計画（政策運営の課題）の策定・公表

毎年３月末までに次年度の達成すべき目標、評価の対象など政策評価の運営方針を記載した実施計画を策定公表する。

財務省の評価報告の策定・公表

毎年６月末までを目途に、前年度の政策評価の実施結果等について記載した評価報告を策定し、その後速やかに公表する。

(4) 評価の観点及び一般基準

政策評価は、当該政策の目的や目標に照らして行い、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」といった観点及び一般基準を基本とし、政策評価の方式、評価対象の性質等に応じて適切な観点等を選択し、総合的に評価する。

(5) 政策評価の実施体制

政策評価官・政策評価室、各局・庁評価担当組織及び政策所管課等が行う。

政策評価においては学識経験者または民間等の第三者の活用を行う。

(6) 実績評価の実施

実績評価では明確な目標を設定し、客観的な評価結果を公表することにより、財務省の政策の意図とその結果の良否を国民が最終的に判断するための情報を提供する。

(7) 総合評価の実施

総合評価においては、特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することが重要である。

総合評価については、時々の課題に対応して、評価の実施体制、業務量、緊急

性等を勘案しつつ、テーマを選択し、重点的に実施する。

(8) 政策評価の評価結果の政策への反映等

評価結果を新たな政策の企画・立案に反映させる。

(9) 政策評価の評価結果等の公表等

行政の透明性及び国民に対する説明責任の観点から国民に公表する。

【文部科学省】

(1) 政策評価の目的

文部科学省の政策評価の目的は、以下のとおりである。

国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

国民本位の効率的で質の高い行政の実現

国民的視点に立った成果重視の行政への転換

(2) 評価の実施体制

政策評価会議（事務次官を議長とする）

大臣官房政策課評価室（政策所管部局等が行う評価書の作成の支援、必要な助言）

政策評価に関する有識者会議

(4) 評価の方式

事業評価・実績評価・総合評価の3つとする。施設整備事業、研究開発及びODA事業への取組方針としては、以下のとおりにする。

施設整備事業は、大臣官房文教施設部を中心に事業所管部局等と連携して実施する。

研究開発は、科学技術・学術政策局計画官を中心に関係局課と連携して実施する。

ODA事業は、大臣官房国際課を中心に関係局課と連携して実施する。

(5) 評価結果の政策への反映

政策所管部局等は、それぞれの評価結果を踏まえ、反映事業案を評価室に提出する。評価室において、それらの取りまとめを行い、それに基づき次年度の概算要求までに政策評価会議において反映方針を決定する。

(6) 評価結果等の公表

評価結果及びその政策の企画立案への反映状況を報道発表、文部科学省のホームページ等で公表する。

(7) 政策評価を実施するに当たって考慮すべき事項

審議会、諮問委員会等第三者の活用
評価手法の調査研究
実施要領の見直し等

【厚生労働省】

(1) 政策評価の目的

厚生労働省においては、以下に掲げる目的の達成を目指し、厚生労働行政全般を対象として、政策評価を実施することとする。

国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること
国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること
厚生労働省の総合的・戦略的政策展開を推進すること

(2) 政策評価の方式

事業評価・実績評価・総合評価の3つの方式により実施する。

事業評価

ア 事前評価は、予算、財政投融资及び税制に関わる事務事業等の導入並びに規制の新設の際、当該事務事業等が意図する政策目標を明らかにするとともに、当該事務事業等の必要性、有効性等について、評価を実施することにより、当該事務事業等の意図・目的や期待される効果を明確にする。

イ 中間・事後評価については、一定期間にわたる事務事業等の途中または事後において、必要に応じ、当該事務事業等の進捗状況や社会経済状況の変化を踏まえた評価を実施することにより、当該事務事業等の課題及び改善点を明確にする。

実績評価

実績評価は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき目標をあらかじめ明らかにし、各年度終了時等にその達成度を評価することにより、行政の達成度合いを明確にする。

総合評価

総合評価は、従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの、他の評価手法によっては、政策を的確に評価することが困難であるものなどについて、特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて評価を行うことにより、政策の効果・課題を明らかにする。

(3) 評価の基準

「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」の観点から実施する。

(4) 政策評価の実施体制

個別の政策・施策・事務事業等の担当部局等、査定課及び政策評価官室が一定の役割分担のもと、協力、牽制、補完しつつ実施する。

また、実施に当たって高度の専門性や実践的な知見が必要な場合等にあっては、第三者の活用を積極的に図るものとする。

(5) 評価結果の政策への反映と公表

担当部局等は毎年一回、評価結果の政策への反映状況を作成し、政策評価官室に提出する。政策評価官室は、反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。

(6) 政策評価の継続的改善

政策評価は新たに導入される制度であり、評価の実施に関する知識・情報のさらなる蓄積が必要であることから、具体的な評価の在り方については、今後、実施の過程を通じて改善・充実を図っていくことが必要である。

政策評価の手法については、試行的実施も含め具体的に評価を実践する中で、個々の評価手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していく。また、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図っていくものとする。

【農林水産省】

(1) 政策評価の目的

本要領は、農林水産行政に係る主要課題について、政策評価の実施を確保するための手続等を定めることにより、

国民に対する行政の説明責任の徹底

国民本位の効率的で質の高い行政の実現

国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること

を目的とする。

(2) 政策評価の方式

次の3つの政策評価方式を基本とする。

ア 総合評価：「政策」や「施策」を対象に時々的重要課題を選択的かつ重点的に実施する。

イ 実績評価：主要施策を対象に、あらかじめ目標を設定し、1年ごとにその目標に対する実績を測定する。

ウ 事業評価：評価の必要性が高い分野の事務事業を対象に、事前または必要

に応じて、途中、事後に検証する。

(3) 政策評価の観点

食料・農業・農村基本法や基本計画の進捗状況を見るための目標設定等を行う。

どのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいて行う。

Plan、Do、Seeのサイクルを徹底し、評価結果を翌年度の政策立案に反映させる。

職員の意識改革を図るため自己評価を基本とし、第三者の意見を聞いて客観性を確保する。資料等の公開も積極的に行い透明性を確保する。

単に数値の高低のみに拘泥することなく、目標の達成度についての要因分析を行い、それに基づく有効な改善方向が提示できたかを重視する。

(4) 政策評価の対象

主要施策のすべてを政策分野に分類することを基本とする。基本計画等の上位計画に則し政策評価担当課と調整の上、政策分野を設定する（参考までに政策分野を別表に記載している）。

(5) 政策評価の実施主体

大臣官房企画評価課の統括の下、各庁局の政策評価担当課が実施する。

(6) 政策評価の実施

目標及び政策手段の設定

政策分野主管課が課題を明らかにして目標となるべき定量的指標を設定する。

実績値の記入

政策分野主管課は、政策評価シートの「目標値に係る各年度の実績値及び達成状況」、「達成状況に対するコメント」について、要因分析を含めて記入する。

評価の実施

政策評価担当課は、評価シートの実績値の把握方法やコメント内容等が妥当か、審査し、評価を実施し、かつ政策評価結果書を作成する。

政策評価結果の公表

大臣官房企画評価課は、政策評価結果を関係部局に通知するとともに、これを公表する。

(7) 政策評価結果の政策への反映

政策分野主管課は、通知された政策評価結果を所管課と協議調整の上、政策手段のあり方等を検討し、政策への反映状況について「政策評価結果反映状況調書」を作成し、政策評価担当課に提出する。

政策評価担当課は、同調書を審査し、7月中に大臣官房企画評価課に提出する。調整部局は、通知された政策評価結果を踏まえて翌年度の予算、法令、組織等の調整をする。

大臣官房企画評価課は、必要に応じ関係部局のヒアリングを行い、政策評価結果反映状況調書を審査する。各調整部局は、評価結果の反映状況を取りまとめ、決定・公表する。

(8) 評価手法の改善

政策評価については、試行錯誤を繰り返しながらよりよい内容に改めていく。大臣官房企画評価課は関連部局と連携して、政策目的により合致した定量的目標の設定や効果の定量的把握、政策分野の特性に適した評価手法の開発、政府全体で行う政策評価との整合性について、改善を検討し逐次実施する。

改善の検討に当っては、国民の意見を踏まえ、農林水産省政策評価会、学識経験者、民間等の第三者の活用も図る。

(9) 公共事業等の政策評価

公共事業等の事務事業については、上記の政策評価に加えて、更に公共事業等の事業評価や試験研究の研究評価を行う。

(10) 総合評価

総合評価は、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるものや、国民から評価のニーズが高く緊急性があるもの、社会経済や国民生活に与える影響が大きく、開始から一定期間が経過したもの、従来の政策・施策を見直し、新たな政策展開を図ろうとするもの、評価を実施してから長期間が経過したものについて、逐次計画的に実施する。

高度な専門性が必要な場合には、第三者の活用を図り、同時に評価手法の開発も行う。

【経済産業省】

(1) 政策評価の目的

目的については記載されていない。

(2) 評価の対象

通商産業省が企画立案し、実施するすべての施策のうち、以下のものを対象とする。

予算措置を伴う施策・制度

政策金融を伴う施策・制度

税制措置を伴う施策

(3) 評価の種類

法律に基づく施策・制度及びこれに準ずる施策・制度（評価の種類）を対象とする。

政策運営過程の時間的経過に沿って、㉑事前評価、㉒モニタリング、㉓事後評価の3種類を評価方式として捉える。

(4) 評価の主体

施策・制度所管部局査定課及び政策評価広報課である。

(5) 評価の事項

事前評価

事前評価は、施策・制度の必要性並びに目標達成度を計測するための指標及び目標達成時期を設定し、想定される選択肢及び各選択肢間の比較を行うものとする。

事後評価

事後評価は、施策・制度の特性を踏まえ、利用可能なデータ、評価に要する人的、時間的、金銭的コストも考慮して、評価方法を決定する。

(6) 評価結果の取り扱い

事前評価書であっても査定課等の評価を終えたものに記載された内容は、所管部局と査定課との間の合意事項とみなす。

(7) 評価結果の公表

事前評価の結果については、経済産業省の案として確定した後及び国会の審議を経て確定した後にそれぞれ公表する。

【国土交通省】

(1) 政策評価の目的

国土交通省の政策評価の目的は、以下のとおりである。

国民本位で効率的な質の高い行政を実現すること

成果重視の行政への転換を図ること

統合のメリットを活かした省全体の戦略的な政策展開を推進すること

国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと

(2) 政策評価の方式

事業評価

ア 新規事業採択時評価：新規事業の採択時に費用対効果分析を含め、総合的な評価を実施するもの。

イ 再評価：事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の再評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行い、事業の継続が適当と認められない場合には、事業を休止または中止するもの。

ウ 事後評価：事業完了後の事業の効果、環境影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討すると共に、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映すること等を企図するもの。

事前評価

導入しようとする新たな施策等を、必要性、有効性、効率性等の観点から評価して、施策等の導入の採否、選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するもの。

業績測定（実績評価）

国土交通省全体の主要な政策について、あらかじめ目指すべき目標を設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価するもの。

目標による行政運営の徹底につなげるため、国土交通政策の全般にわたって業績測定を実施する。

プログラム評価（総合評価）

実施中の施策等について、初期の効果を上げているかどうか、結果と施策等との因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見するもの。

(3) 第三者の活用

国土交通省における政策評価の制度設計、運営状況等について中立的観点からの意見等を聴取することにより、その向上を図るため、第三者の意見を聴取する場を設ける。

また、各評価の実施や指標の選定等に関して専門的な学識経験等に基づく助言を要する場合においては、第三者からの助言を積極的に求める。

(4) 評価結果の反映

評価結果は、予算要求、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定といった企画立案作業における重要情報として、当該企画立案作業に適時・的確に反映する。

(5) 公表

政策評価関連情報は、可能な限り具体的に公表する。

【環境省】

(1) 政策評価の目的

環境省においては、政策評価を導入するに当たっては、以下の目的の達成を目指す。

「企画立案（Plan）→実施（Do）→評価（See）（→企画立案（Plan）」という政策のマネジメント・サイクルの確立
国民的視点に立った効果的・効率的な政策の運営
国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
統一的で整合性のある施策展開の実現
職員の意識向上を通じた業務の合理化

(2) 政策評価の基本的枠組み

政策評価は、政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込み、実施する。政策評価の対象として政策は、予算措置、政策金融、税制、法律に基づく施策等で構成され、政策、施策、事務事業の3つに区分する。

政策評価の時点は、施策・事務事業の企画立案の段階で行う事前評価と着手後に行われる事後評価がある。事前評価は検討の過程を体系化することにより、その効果や効率性を高め、かつ意思決定過程を透明化する。事後評価は問題が発生する原因を探り、施策・事務事業をより良いものに改善する。

評価の観点は、必要性、有効性、効率性、公平性、及び優先性から、環境政策の特性を踏まえ、評価の目的、対象の性質等に応じた適切な観点を選択し、総合的に評価する。

評価はできるかぎり定量的な評価を行い、定量的な評価が困難な場合には、可能な限り客観的な情報・データや事実に基づく定性的な評価を行う。

(3) 政策評価の4方式と、各評価方式の対象範囲等の概略

全体評価は、省全体を対象とし、省全体の政策の方針の企画立案に環境基本計画で定められた政策の方向や国民の要請を反映させる。

政策評価広報課は、企画立案の時期に全体評価書の案を作成し、政策評価委員会や国民の意見を聞いた上で決定する。

事業評価は、事務事業を対象とし、次年度重点施策の方向の提示を受け、既存の事務事業の点検及び新規の事務事業の検討に、主に有効性、効率性の観点から行い、その採択、選択等に資する情報を提供し、事務事業の有効性、効率性の向上を図る。

所掌する事務事業について担当課・室が事業評価を行い、事業評価票を作成し、局・部の総括課に提出する。

実績評価は、共通の目標を有する事務事業の一定のまとまり（施策）を対象とし、事務事業の事業評価の結果を踏まえ、目標に対応する最も効果的・効率的な事務事業の組合せを検討する。

各局・部の総括課は、個別の事務事業の事業評価票を基に、原課・室からのヒアリング等を経て、施策の実績評価を行い、実績評価表を作成し、政策評価広報課に提出する。

総合評価は、環境基本計画で定めた１１の重点的戦略分野を対象とし、政策・施策の大きな方針の転換や新しい施策の立案等に資する。

(4) 政策評価結果の政策への反映について

環境省全体の政策の方針の策定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定の企画立案作業と査定作業の重要な情報として活用・反映する。

(5) 政策評価結果の公表について

政策評価広報課は、全体評価票、実績評価票、事業評価票、総合評価票、全体評価での学識経験者・国民の意見、評価結果の反映状況をホームページへ掲載する。

第三 事例研究

1 政策評価結果（概要）の発表

平成13年7月に、農林水産省は「平成12年度農林水産省政策評価結果」を公表している。ここでは各省庁の標準的なモデルケースとして農水省の政策評価の実施状況（概要）に触れていくこととした。

2 農林水産省における政策評価実施の経緯及び農林水産省を取り上げた経緯

我が国の行政において、今後、国民合意の下、情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策を実施していくためには、客観的な基準の下に政策を評価し、その結果を政策の企画立案に反映させることが重要である。

また、国民に対して、政策の目的や効果を定量的・客観的に明らかにすることにより、行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底し、行政に対する国民の信頼性を向上していく必要がある。

このような考えのもと、平成13年1月の中央省庁等の改編に伴い、「政策評価に関する標準的ガイドライン」が、全省庁に導入された。

農林水産省は、平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」において、おおむね5年ごとに、食料・農業・農村に関する情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、食料・農業・農村基本計画を変更するものと規定されていることから、同基本計画に基づく施策を本格的にスタートする平成12年度から、他省庁に先駆けて、政策評価を実施することとした。

具体的には、農林水産省において検討した政策評価実施要領、政策分野、政策評価シート等を公開し、広く国民からの意見・情報を募集し、その結果を踏まえ、平成12年9月4日に農林水産行政に係る政策評価の実施要領、政策評価シートを決定した。

このように農林水産省は、他の省庁に先駆けて政策評価を実施している。農林水産省の事例を引用したのは、政策評価の具体的方法等を紹介し、研究するのに実際の事例を基にするのが有用と考えたためである。

3 農林水産省における政策評価の基本的な考え方

農林水産省の政策評価は、政策を実施した結果、国民に対して「実際にどのような成果がもたされたか(アウトカム)」を評価する観点から、一定の目標に対する達成度を測ることにより、「企画立案(Plan)」、「実施(Do)」、「評価(See)」のサイクルを確立することで、

職員の意識改革を進め、国民的な視点に立って成果を上げることを一層重視する行政運営に重点を移すこと

国民への情報提供による透明性の高い行政の実現することを目的としている。

農林水産省は、このような考え方にに基づき、政策評価を実施したとしている。

4 政策分野の一覧

農林水産省の政策分野は、平成12年度は79分野であり、平成13年度は70分野である。両年度の政策分野を比較した様式で示すと、以下のようになる。

表9 政策分野年度別比較表

平成12年度	平成13年度
農 政	農 政
1 食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開	1 食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開
2 食品産業の経営体質の強化(食品産業と農業の連携の強化)	2 食品安全性・品質確保対策
3 食品流通の効率化	3 食品等の表示・規格制度
4 耕地利用の向上	4 食品産業対策
5 耕地放棄の発生の防止等による優良農地の確保	5 食品流通対策
6 農地流動化施策の推進	6 食品廃棄物対策
7 立地条件に即した整備	7 農林水産物輸出入対策
8 新規就農の促進	8 食料・農業・農村に関する国際協力
9 認定農業者等意欲ある農業者の育成(経営体育成対策)	9 米の生産対策
10 農山漁村女性の地位の向上	10 麦の生産対策
11 高齢農林漁業者の役割の明確化と福祉対策	11 大豆の生産対策
12 米の生産対策	12 果実対策
13 米の消費関係政策	13 野菜対策
14 麦の生産対策	14 砂糖・甘味資源作物対策
15 大豆の生産対策	15 畑作物・地域特産物対策
16 大豆の消費対策	16 花き対策

17 果実の生産対策	17 酪農乳業対策
18 果実の流通・加工対策	18 食肉鶏卵対策
19 果実の消費対策	19 飼料対策
20 野菜の生産対策	20 植物防疫対策
21 野菜の流通対策	21 家畜衛生対策
22 野菜の消費対策	22 耕地利用の向上
23 甘味資源作物の生産対策	23 農業の持続的発展に資する生産方式の定着・普及
24 砂糖価格引下げ対策	24 家畜排泄物の適正な管理・利用の促進
25 畑作物・地域特産物対策	25 農業生産資材対策
26 花き生産対策	26 種苗の生産・流通対策
27 花き流通対策	27 競馬政策
28 花き消費対策	28 認定農業者等意欲ある農業者の育成
29 酪農乳業生産対策	29 農業者年金
30 酪農乳業流通・加工対策	30 農地流動化施策の推進
31 酪農乳業消費対策	31 新規就農の促進
32 食肉鶏卵生産対策	32 効果的・効率的な普及事業の展開
33 食肉鶏卵流通・加工対策	33 子供達が農林漁業への理解を深めるための教育の推進
34 食肉鶏卵消費対策	34 農山漁村女性の地位の向上
35 飼料生産対策	35 高齢農林漁業者の役割の明確化と福祉対策
36 農業生産資材費低減対策	36 農業災害補償
37 生産資材・技術の開発	37 災害復旧
38 新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進	38 農業協同組合系統組織の見直し
39 効果的・効率的な普及事業の展開	39 農業経営に関する体系的・総合的な対策の推進
40 農業の持続的な発展に資する生産方式の定着・普及	40 耕作放棄の発生の防止等による優良農地の確保
41 家畜排せつ物の適正な管理・利用の促進	41 立地条件に即した整備
42 都市と農村の交流	42 農村地域の総合的整備の推進
43 市民農園の整備促進	43 中山間地域等における農業・農村の振興と農業経営の体質強化及び定住の促進
44 中山間地域等における農業・農村の振興と農業経営の体質強化及び定住の促進	44 都市と農村の交流
45 農村地域の総合的整備の推進	45 土地改良区組織の見直し
46 農業協同組合系統組織の見直し	46 新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進
47 農業共済事業運営基盤の充実強化	47 米の消費関係政策
48 土地改良区組織の見直し	48 米の需給政策

49 農業分野の情報化	49 麦の需給政策
50 農山漁村地域の情報化	50 農林水産分野の情報化
51 食品の安全性・品質確保対策の充実・強化	51 統計情報の収集・提供
52 食品廃棄物等の再生利用等	52 地球環境保全対策
53 森林の多様な機能の発揮	53 森林の多面的機能の発揮
54 森林の保護	54 森林の保全
55 国民参加による森林整備の促進	55 森林・林業に関する研究開発の推進
56 林業経営体の育成	56 山村地域の活性化
57 特用林産の振興	57 国民参加による森林づくりと森林の新たな利用の推進
58 森林・林業関係試験研究の推進	58 効率的かつ安定的な林業経営の育成
59 林業労働力の確保・育成	59 木材利用の推進と木材産業の健全な発展
60 森林組合の経営基盤整備	60 特用林産の振興
61 木材利用の推進	61 国有林事業
62 山村地域の総合的整備	
63 木材産業の構造改革	
64 林業分野の情報化	
	62 我が国周辺水域における水産資源の適切な管理
	63 国際的な水産資源の管理と利用
	64 つくり育てる漁業の推進
65 資源の適正な利用	65 効率的かつ安定的な漁業経営の育成
66 資源の積極的な培養の促進	66 漁業生産を支える人材の確保・育成
67 良好な漁場環境及び生態系の保全	67 消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工
68 漁業経営の安定と持続的発展	68 漁村における総合的整備の推進
69 担い手の確保・育成	69 技術の開発
70 漁業協同組合の役割の明確化と事業・組織の見直し	70 漁業協同組合の事業・組織基盤の強化
71 水産物流通の効率化	
72 水産加工業の体質強化対策	
73 水産物供給体制の整備	
74 水産資源の生息環境となる漁場等の保全・創造	
75 水産業の振興を核とした漁村の総合的な振興	
76 海洋水産資源の開発及び利用の合理化	
77 技術の開発	
78 漁業分野の情報化	
79 水産食品の品質の高度化及び安全性の確保	

5 政策評価のケーススタディ

数多くある政策分野において、第三者評価やパブリックコメントにおいて評価（意見の提出）が行われた一例には、たとえば、以下のような内容のものが含まれている。

表 10 政策評価の討議例

政 策 分 野	質 問	回 答
53 森林の多様な機能の発揮 （注）番号は平成12年度の政策分野に関するものである。	（質問1） 森林の多面的機能の発揮のため複層林の造成を積極的に行うことにしているが、具体的にはどのように実施していく計画なのか？ また、広葉樹等幅広く多品種の植樹を行い自然樹等幅広く多品種の植樹を行い自然に近い森林を形成することにより、森林（山間、山岳）を確保・保全していくことが大切であるが、これについてはどのように考えているのか？ さらに、ヒノキ等（常葉樹）は、降雨があった場合の水の浸透力が比較的低く、また、根が深くないこともあって、大雨によって土砂崩れを起こすことが予想外にあると聞いているので、雑木類（落葉樹・広葉樹等）を植栽する必要もあるのではないかと？ 育成複層林の樹種、組合せはどのようにになっているのか？ また、スギ林、ヒノキ林は、土地がやせていくという話は聞いたことがあるが、施策の方向としては、広葉樹を含めて多品種の植樹制を導入していくことが	（回答1） 抜き伐りを繰り返しながら徐々に更新を図る長期育成循環施業を平成13年度から新たに、導入するなど複層林の整備の促進を図っている。 近年、森林に対する国民のニーズの多様化・高度化を背景として、広葉樹の育成など多様な森林資源の維持培養にも力を入れているところである。 特に、生物多様性の確保等自然環境保全機能の発揮が期待される地域における森林整備の実施に当たっては、野生生物の保護・保全を図るとともに、これらの生息・生育の場の提供などの観点から、広葉樹林、針広混交林化を推進しており、その際、郷土樹種の育成を進めるなど、多様な森林整備を推進しているところである。 水源かん養機能や土砂崩壊抑止力については、針葉樹、広葉樹の樹種の差よりも立地条件や林齢による差の方が大きく、また、荒廃地等の緑化に際し早期に防災機能の発現を期待する場合は、成長速度の速い針葉

	必要なのではないのか？	樹の方が優れているとされているから、地域の実情に応じた森林整備を適切に進めていくことが重要と考えている。 なお、森林の有する水源かん養機能の高度発揮を図るためには、下層植生に富み、根系の発達が良好で、落枝落葉がよく集積することにより土壌の団粒構造が発達し、粗孔隙に富む森林土壌を有する森林とすることが重要であることから、伐期の長期化、伐採面積の縮小、混交林化等を推進することとしている。
	(質問2) 森林の価値は、定期的な間伐並びに枝打ちが必要と考えられるが、P53-1(政策シートのNo.ここでは掲載を省略している。)においては、間伐だけが問題とされているが、それでよいのか？ また、間伐等の実行が木材不況下にあって遅れていると聞いているが、毎年30万haを実施していくだけで必要にして十分といえるのか？	(回答2) 枝打ちは、主として無節の価値の高い材の生産を目的として行うものであり、生産する材の目標(用途)に応じて行われている。 間伐は、樹木の成長や根の発達が促され、風害等に強い森林が作られる、成長に遅れた弱い樹木が除かれることにより、病虫害の発生が抑えられる、森林の中に程度に陽光が入り下草の繁殖が促され、表土の流出が抑えられる、多様な動植物の生息・生育を促し、種の多様性が向上することなど、森林の多面的機能を高めるための重要な作業である。現在、人工林の多くが間伐等の手入れを要する時期にあり、健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するため、特に間伐の重点的な実施に取り組む必要がある。 平成11年度において、

		緊急に間伐が必要な森林面積を都道府県に照会して、平成１２年度以降５年間に緊急に必要な間伐量を１５０万haとし、「緊急間伐５カ年対策」を実施することとした。この対策における年平均の間伐量３０万haは、従来の１．５倍に当たるものであり、その着実な実施に向け積極的な取り組みを進めているところである。
	(質問３) 大豆の生産対策 果実対策 野菜対策 耕地利用の向上 について、担い手の問題が出てきている。経営の安定水準として担い手の所得水準をどのように見据えているのか？ 所得水準（生活水準の向上目標）を目標とすべきではないか？ 林業、漁業についてもどうか？ 今後の日本における林業の重要性に鑑み、林業における就業者の確保は必要であるが、担い手として林家の経済的なあり方（所得の向上）をどのように考えているのか？	(回答３) 担い手としての林家については、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成することとしており、具体的には相当規模の森林を所有すること等により継続的な林業生産活動を行い、主たる従事者の所得が基本的には地域における他産業従事者と遜色ない水準を確保できる林家を育成することとしている。

以 上